

発表日	令和2年5月28日
担当	教育部 学校教育課 教育指導係 町民福祉部 子育て支援課 保育園・幼稚園係
連絡先	0463-61-4100 《小中学校》学校教育課 内線325・340 《幼稚園》子育て支援課 内線317・318

町立幼稚園及び小・中学校の 教育活動の再開について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和2年5月25日をもって解除されたことを受け、6月1日（月）から町立学校の教育活動を再開することとしましたので、お知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための方針を「大磯町版 学校再開に向けたガイドライン」に定め、段階的に教育活動を再開していくことを申し添えます。

○段階的な教育活動の再開

【幼稚園】

6月1日（月）～7月17日（金）まで、クラスを2グループに分け、分散登園を実施する。

7月20日（月）から通常の登園を開始する。

【小・中学校】

6月1日（月）～6月12日（金）まで、クラスを2グループに分け、分散登校及び短縮授業を実施する。

6月15日（月）～6月26日（金）まで、一斉登校による短縮授業を実施する。

6月29日（月）から通常の登校を開始する。

※この内容は5月28日時点のものとし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の状況により、変更する場合があります。